

1. 事業の申請手続き

問1 事業の申請を行いたいのですが、どこへ相談すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地と事業対象作物により相談先が異なります。
具体的には、対象作物ごとに次の一覧等を参考にご相談下さい。

- 野菜の場合 (独)農畜産業振興機構 野菜需給部需給業務課(03-3583-9483)
- 果樹の場合 別紙1 (このQ&Aの最後に添付しています)
- 花きの場合 別紙2 (このQ&Aの最後に添付しています)

問2 申請書はどこへ提出すればよいのですか。

(答) 事業を実施しようとする方の所在地と事業対象作物により提出先が異なります。
具体的には、対象作物ごとに次の一覧等を参考に提出して下さい。なお、申請に際しては、事前に次の一覧先へ確認をお願いいたします。

- 野菜の場合 〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1麻布台ビル
(独)農畜産業振興機構 野菜需給部需給業務課(03-3583-9483)
- 果樹の場合 別紙1 (このQ&Aの最後に添付しています)
- 花きの場合 別紙2 (このQ&Aの最後に添付しています)

問3 事業の募集期間はどのようになっていますか。

(答) 事業対象作物ごとに、次のとおり募集期間が異なります。

- 野菜の場合 募集は、9月30日(火)から(原則、先着順)
- 果樹の場合 募集は、9月30日(火)から(原則、先着順)
- 花きの場合 募集期間は、9月30日(火)から10月14日(火)17:00まで
なお、FAX、メールでの申請書の提出は受け取らないので、余裕をもって郵送により提出してください。

問4 事業に応募するために必要となる書類はどのようなものですか。

(答) 事業対象作物ごとに、申請書類及び添付書類は、次の農林水産省ホームページでご覧になれます。

- 野菜の場合
 - 果樹の場合
 - 花きの場合
- 共通：農林水産省ホームページ
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kinkyu_taisaku/index.html

問5 事業対象作物ごとに事業実施主体の採択方法が異なると聞きました。具体的にはどのように異なるのですか。

(答) 事業対象作物ごとに、採択方法が異なります。

- 野菜、果樹の場合 申請は、添付資料等も含めて申請書一式が整ったものから受付を行い、要領に定める事業趣旨、要件を満たしているかどうかを審査し、採択いたします。
- 花きの場合 添付資料等も含めて申請書一式が整ったものを受付し、要領に定める事業趣旨、要件を満たしているかどうかを審査した後、外部の有識者の意見を踏まえて採択いたします。

2. 事業内容

問6 補助対象の被覆資材に耐用年数の記載があるのはなぜですか。

(答) 導入した被覆資材の耐用年数の期間内は、当該期間を処分制限期間として、適正使用及び保管管理をしていただくためです。

問7 補助対象になる経費の範囲はどこまでですか。

(答) 補助対象となるのは被覆資材の購入費用です。(被覆資材以外の資材は補助対象となりません。)

問8 事業完了は、何をもって完了とするのですか。

(答) 補助対象の被覆資材の設置をもって、事業完了とします。平成 21 年 3 月 31 日までに、購入した被覆資材が設置されている写真等の提出を求め、設置の確認をします。

3. 事業実施主体

問9 事業実施主体に農業生産法人とあるが、1戸1法人は対象となりますか。

(答) 1戸1法人は対象となりません。農業生産法人を構成する農家が3戸以上かつ事業に参加する受益農家が3戸以上の場合のみ事業実施主体となることができます。

4. 採択要件

問10 事業実施主体の受益農家の品目が異なっている場合、事業へ応募することが可能ですか。

(答) 可能です。例として、花きの事業実施主体の受益農家の中で切り花、鉢物、苗物等品目が異なっても事業へ応募できます。

問11 平成16年度から19年度にかけて品目を変更(ピーマン→イチゴ等)した農家でも事業へ参加することが可能ですか。

(答) 可能です。採択要件である燃油消費量の20%低減に品目変更による低減効果を認めることとしております。

問12 採択要件の燃油消費量の低減は、事業実施主体の受益農家全員が達成している必要はありますか。平均でもよいのでしょうか。

(答) 事業実施主体の受益農家全員が燃油消費量の低減率20%以上を達成する必要があります。平均では不可です。

問13 採択要件である燃油消費量の20%低減は、どのような方法で達成していればよいのでしょうか。

(答) 省エネ効果のある資材、設備の導入、品目及び作型の転換、多段サーモ等による加温設定温度の最適化等の努力により達成することを想定しております。

5. 成果目標

問 14 成果目標の燃油消費量の低減は、どのように確認すればよいですか。

(答) 採択要件の燃油消費量の低減の確認方法と同様に、事業実施主体に燃油の購入量を証明する領収書又は請求書の写し等を提出してもらうことで確認します。

問 15 成果目標である燃油消費量の 10 % 低減は、導入した被覆資材の効果のみで達成しなければならないのでしょうか。

(答) 導入した被覆資材に加えて、省エネルギー効果の高い資材、設備の導入、品目及び作型の転換、多段サーモ等による加温設定温度の最適化等の組み合わせにより達成していただくこととなります。

6. 補助金の交付

問 16 被覆資材の更新は、補助対象となるのでしょうか。

(答) 単純な被覆資材の更新は認められません。本事業は、さらなる燃油消費量の低減を趣旨としており、より省エネルギー効果の高い被覆資材を導入する必要があります。

問 17 事業実施主体は、補助対象となる複数種類の被覆資材の購入が可能ですか。

(答) 可能です。事業実施主体の受益農家毎に選択する被覆資材の種類が異なっても構いません。

問 18 受益農家は、補助対象となる複数種類の被覆資材の導入が可能ですか。

(答) 可能です。

7. 事業の着手

問 19 事業の着手はどの時点で開始できますか。

(答) 原則として、補助金交付決定の後となりますが、事業実施主体の事業実施計画が承認された後、事業実施主体が交付決定前着手届けを提出し、これが受理された時点から事業の着手が可能です。ただし、この場合、事業実施主体には、交付決定までのあらゆる損失等を自らの責任でご負担いただくこととなります。

8. 事業の評価

問 20 成果目標である燃油消費量の 10 % 低減は、事業実施主体の全受益農家が達成する必要がありますか。平均でもよいですか。

(答) 受益農家が平均して燃油消費量の 10 % 低減を達成することが必要です。

問 21 成果目標を達成できない場合はどうなりますか。

(答) 事業実施主体から事業の改善計画を提出してもらいとなります。野菜の場合は(独)農畜産業振興機構、果樹及び花きの場合は地方農政局等が各々指導を行います。

9. その他

問 22 燃油消費量の低減の確認年度及び成果目標の確認年度の区切りはどうなりますか。

(答) 4月～翌年3月の「年度」で区切ります。

問 23 事業の完了の確認は、どのように行なわれますか。

(答) 事業の完了の確認は、野菜の場合(独)農畜産業振興機構、果樹及び花きの場合地方農政局等が行い、確認方法は、主に領収書及び資材設置状況の写真等の書面により行います。また、現地への確認調査も行う予定です。

(別紙1)

省エネ技術緊急導入促進事業 (果樹)

申請者の所在地別提出先窓口一覧

北海道

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省生産局農業環境対策課
TEL 03-3502-5956

東北 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 (仙台合同庁舎)
農林水産省東北農政局園芸特産課
TEL 022-221-6193

関東 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡)

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
農林水産省関東農政局園芸特産課
TEL 048-740-0431

北陸 (新潟、富山、石川、福井)

〒920-8566 金沢市広坂 2丁目 2番 60号 (金沢広坂合同庁舎)
農林水産省北陸農政局園芸特産課
TEL 076-232-4314

東海 (岐阜、愛知、三重)

〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2
農林水産省東海農政局園芸特産課
TEL 052-223-4624

近畿 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省近畿農政局園芸特産課
TEL 075-414-9023

中国四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)

〒700-8532 岡山市下石井 1丁目 4番 1号 岡山第2合同庁舎
農林水産省中国四国農政局園芸特産課
TEL 086-224-9413

九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒860-8527 熊本市二の丸 1番 2号 熊本合同庁舎
農林水産省九州農政局園芸特産課
TEL 096-353-7389

沖縄

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課
TEL 098-866-1653

(別紙 2)

省エネ技術緊急導入促進事業 (花き)

申請者の所在地別提出先窓口一覧

北海道

〒 100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
農林水産省生産局農業環境対策課
TEL 03-3502-5956

東北 (青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)

〒 980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号 (仙台合同庁舎)
農林水産省東北農政局園芸特産課
TEL 022-221-6193

関東 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡)

〒 330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)
農林水産省関東農政局園芸特産課
TEL 048-740-0612

北陸 (新潟、富山、石川、福井)

〒 920-8566 金沢市 広坂 2 丁目 2 番 60 号 (金沢広坂合同庁舎)
農林水産省北陸農政局園芸特産課
TEL 076-232-4314

東海 (岐阜、愛知、三重)

〒 460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2
農林水産省東海農政局園芸特産課
TEL 052-223-4624

近畿 (滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

〒 602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
農林水産省近畿農政局園芸特産課
TEL 075-414-9023

中国四国 (鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)

〒 700-8532 岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 合同庁舎
農林水産省中国四国農政局園芸特産課
TEL 086-224-9413

九州 (福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)

〒 860-8527 熊本市二の丸 1 番 2 号 熊本合同庁舎
農林水産省九州農政局園芸特産課
TEL 096-353-7391

沖縄

〒 900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館
内閣府沖縄総合事務局農畜産振興課
TEL 098-866-1653